

牧草種子証明制度と奨励品種

— 草地造成用優良品種と保証種子の利用 —



畜産の発展に必要な欠くことのできない大切な基本的生産資材である牧草種子の品種に対する要望認識が最近とくに高まってきました。

こうした情勢のもとで、わが国も国際貿易に供される牧草種子の品種保証制度の機構をもつ経済協力開発機構(OECD)の国際種子保証組織に昨年4月加盟し、流通種子の品質向上に積極的な姿勢で臨んでおります。

この制度の目的は、参加国における飼料生産を増進するため優良種子の使用を奨励することにあります。この機構に登録される牧草種子は、品種の区別が明らかであり、しかも価値あるものとして公的に認められた品種のみを対象としており、現在約950品種が登録されています。この内わが国の登録品種は僅か6品種で、国の研究機関で育成されたイタリアンライグラスの「オオバヒカリ」、「ワセヒカリ」、「トットリ系」、オーチャードグラスの「アオナミ」、赤クローバの「サッポロ」民間の育種研究機関〈雪印種苗〉で育成された赤クローバの「ハミドリ」のみが登録されているに過ぎません。

一方わが国の牧草栽培面積は急増しつつありますが、昭和50年にはこの面積は約120万ヘクタールに達するものと計画されており、このため優良種子の供給確保は飼料生産上ますます重要な問題となりつつありますが、わが国では、今の所牧草種子の検査、保証制度が確立されておられません。また牧草類の生産水準は向上されておりますが、収量の高低差が甚だしく、その平準化が必要であり、このためには、地域適応品種の普及が強く望まれております。

こうした情勢に対応するため、この度農林省において、「飼料作物奨励品種の普及促進要領」が各県に通達され、各県の奨励品種の選定が急がれると共に、農林省を中心に全国的な品質証明管理を行う機関設立の機運にあります。すでに北海道では、北海道牧草種子改良協会が証明種子検定の任にあたっており、顕著な成果をあげております。

雪印種苗は過去25年間、既に上記の主旨のもとに、牧草種子の改良、海外優良品種の導入調査及び良質種子の生産、輸入を自主的に続けて参りましたが、この様な農業界の要望に更に応えて、良心的心構え、科学的知識、そして伝統が生んだ「雪印のたね」、なかんずく雪印育成の優良品種の急速な増殖を図っており、その一部は、すでに海外で委託採種生産がなされており、日本生れの外国育ちの〈たね〉として、海外でも高く評価され、既に皆さまにお届けしております。

更に弊社輸入種子の殆んどがOECD又はアメリカの保証種子ですから、どなたにも安心してご使用いただけます。

〈雪印のたね〉こそ国の方針や皆さんの要望にピッタリマッチすると言えましょう。

◎保証種子、証明種子は採種圃場の検査から品種の系統、純度、発芽率、有害雑草種子の混入等について厳重な種子検査を受け、これに合格したもののみが、保証種子、証明種子として取り扱われます。